

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年11月2日（水曜日）
午後1時33分～午後4時05分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
安 富 法 明 委 員 河 村 淳 委 員
村 上 健 二 委 員 原 田 茂 委 員
布 施 文 子 委 員 山 本 昌 二 委 員
田 邊 諄 祐 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
秋 山 哲 朗 議 長

4. 欠席委員 大 中 宏 委 員

5. 除斥委員 有 道 典 広 委 員

6. 出席した事務局職員

重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査

7. 説明のため出席した者の職氏名 な し

午後 1 時 3 3 分開会

委員長（南口彰夫君） それでは只今より、特別委員会の開催を致しますが、開催にあたり、何かご意見があればお聞きしたいと思います。開催にあたりよ。開催をする前に、その開催にあたり、何かご意見があれば、お聞きしますと。ということで、別になければ開会宣言をしますが宜しいですか。それでは只今より、下領北団地解体（2工区）工事請負に関する調査特別委員会を開催を致します。開催を宣言いたしましたので、地方自治法第117条の規定により、有道議員の退席を求めます。宜しいですか。退席を願って、議員控え室で控えていただき、審議終了後、また有道議員の復席をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは只今より、委員会の審査に入りますが、前回の委員会で、まだ議事録が正式に出来ていません。テープ起こしと記録の調整中で、一応要点筆記という形で整理をされています。前回の議論を見ますと、そもそも100条委員会の根本問題だということで、かなり議論がなされています。という事なので、100条委員会のあり方の問題が、今一度議論が必要かと思ひまして、資料に関わる執行部の説明の職員の出席を求めています。委員会の中での、委員同士の議論になろうかと思ひます。それに先立って、一応委員会では、この100条委員会の中で、根本問題だという委員からの指摘があり、この記録を見ますと、少なくともこの委員会で、この議員必携というものがあるんですが、私も議員のなりたてに購入して、ずっと持ってたんですが、これは年代別でおそらく時差があるだろうと思うんです。それぞれが読まれているのに。ところが基本的なことは私が見る範囲では、最も大事な根本的な問題は、地方自治法に照らしてですから、地方自治法が大きく変わっていないところについては、ほとんど変わっていないと思ひます。その点について、議員必携に関わって、発言がなされ、他の委員の名前も出されていますから、その点も踏まえて、ご意見があれば、お受けしたいと思います。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それではですね、100条のあり方についてという事で、前回の委員会の最後の頃になったと思うんですけど、かなり委員間で議論が交わされて、休憩を取ったという経緯があります。休憩後私がですね、実は廣瀬和彦さんという方なんですが、これは明治大学法学部卒の方で、全国の市議会議長会のほうで事務局として働かれておると。方が、100条の調査ハンドブックという本を出版されております。その中で私は、100条の調査権の目的と解説というところがご

ざいます。そこにつきまして、私が読みあげをさせていただきました。そうしますと河本委員から、竹岡委員が言うたことまでは言及をしていないと。こういう発言があったわけですね。その発言の根拠はですね、今委員長が言われた議員必携、281ページにですね。100条調査のことがございます。調査の方法という中で、書かれておりますね。河本委員が議員必携とおっしゃったので、それを見させていただきました。そうしますと、どういう事がよく判りませんが、このことについては、決算の審査もですね、最後の本会議場で、最後の所で徳並委員も指摘されたと思うんですよね。そのときには両方の河本委員も、私の名前も、伏せて話をされたんですが、わかる人は分かっただろうし、分からない人は分からない、というような状態でした。そこでですね、私のはっきり申し上げたいのは、こういうことが書いてあるんです。河本委員がおっしゃったのは、最後のくだりなんですね。確かに、議会の調査権は執行機関の住民の福祉増進、そのことが適正な事務処理をしているかどうか、そういった実態や真相を究明するというのが、確かに100条の中にもあるんですが、その前のくだりにですね、ある工事の請負契約締結に当たって、入札事務に不正があったとか、いわゆる入札事務に不正があった。もしくは、あるいは工事の施工に落ち度があって適正でなかったとかで、というふうに書かれているんですね。住民の間で政治問題化したような場合と考えられると。工事関係の調査の場合は、工事請負業者はもちろん、契約担当職員、その他関係職員、他の関係業者などを必要に応じて出頭させて証言などさせることになるであろうと。この権限の具体的行使に当たっては、慎重を期すべきはもちろんであるが、せっかく議会に与えられた権限であるから、必要な場合はためらうことなく、適時適切に発動し、事件の真相を徹底究明する気構えだけは持ちたいものである。こういうふうに書かれているんです。その後から、河本委員がおっしゃったことが書いている。これは極めてですね、僕は河本委員さんの識見からすれば、これを読み損ねたという事はありませんと思うんですよね。だから何らかの意図があるんじゃないかと。私に対して、そうした言及がされていないと、こういう否定的な発言でありました。その辺については、河本委員さんの、もう一度ですね、僕は見解はお聞きしたいと。このように思います。それから必要ならば、これを議会の皆さんにも配付していただきたい。このように思います。委員長の取り計らいをお願いいたします。

委員長（南口彰夫君） はいわかりました。いいですか。ちょうどあの、議員必携ここにもあるんですが、河本委員、先日の委員会で読み上げられた議員必携をお持ちですか。はい、それでは、同じ所のページをですね。全く発行年月日が一緒ならどちらでもいいですから、コピーをさせていただいて、全委員に配付をしたいんですが宜しいですか。よろしいです。はい。では事務局のほうに、河本委員と竹岡委員が持っている議員必携を預けていただいて、同一のものであれば、どちらを印刷してもいいが、発行年月日が若干ずれているんじゃないかと、それぞれをコピーさせて頂きたいと思いますが宜しいですか。竹岡委員。（「はい」と呼ぶ者あり）それではとりあえず両方預かって、比較して、発行年月日が一緒じゃったら、どっち刷ってもええけど。（発言する者あり）私が持ちよるのはかなり古いんよ。じゃけど、書かれちよるもんは一緒だと思うけど、違いが、相違点があるなら両方コピーするしかない。最後は第何版になっちょん。

委員（竹岡昌治君） 平成7年、これは。

委員長（南口彰夫君） しばらく休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後2時00分再開

委員長（南口彰夫君） はい。只今より開会します。お手元に議員必携のコピーが2枚配付されています。1枚は河本委員の先日読み上げられた議員必携の調査方法というところで、もう1枚は竹岡委員が先程読み上げた同じく議員必携の調査方法で、少なくとも多少ページがずれているので、2枚、河本委員のほうに2枚あります。若干ここで河本委員が読み上げられた時に、この要点筆記ではですね、この河本委員の2枚目です。2枚目の2段目です。これが、2段目の、1、2、3、4、5、6、7、8行目ですね、8行目がほぼ、河本委員の言われた、言うまでもなく議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のため適切な事務処理をしているか、その実態や真相を把握して、もし、違法や不適切な事実があれば、その原因を究明して、それを是正、改善する方策が何であるかを見出して、是正、改善させる。そして必要に応じて責任の所在を明確にして将来を戒め、議会の監視機能と政策機能の発揮に万全を期する為であることを十分理解しなければならない。ということに河本委員が、前回の記録を見ますと、ここをほぼ読み上

げられているということで間違いはないですね。ところが先程の竹岡委員が読み上げられたものはその前文で、前段の所で上段にですね。例えばある工事の請負契約締結に当たって入札事務に不正があったとか、あるいは工事の施工に落度があって適正でなかったとかで、住民の間で政治問題化したような場合などが考えられる。工事関係者の調査の場合は、工事請負業者はもちろん、契約担当職員その他関係職員、他の関係業者などを必要に応じて出頭させて証言などさせることにある。この権限の具体的行使に当たっては、慎重を期すべきはもちろんでなるが、折角、議会に与えられた権限であるから、必要な場合は、ためらうことなく適時適切に発動し、事件の真相を徹底究明する気構えだけは持ちたいものである。このことが比較されて、全く読み上げられていないということに問題があるというのが、先程竹岡委員が述べられた意見でありますので、この資料に基づいて、引き続き竹岡委員の発言を許可いたします。

委員（竹岡昌治君） 私が申し上げたのは、今委員長が言われたように、前座の文面であります。それからもう一つは、100条の調査ハンドブックという本からですね、前回申し上げたんですね。そうすると私が申し上げたことに対して、そうしたことまでは言及されていないと、こういう発言で私の発言を訂正されたわけですね。その辺の河本委員さんのその意図、何故ここをわざわざ除けられたのか、ちょっと私も理解に苦しむわけです。ただ、こういうこともあるよというならいいけど、私が申し上げたことには言及をしていないと。こういうふうなご発言でありました。その辺につきまして、是非ですね。真意をお尋ねしたいと、こういうふうに思います。

委員長（南口彰夫君） 議事録というか記録によりますと、今、竹岡委員が言われたのは、河本委員が、これが一見そういう100条委員会の中に、それからこの議員必携の中には、今竹岡委員の言われたところまでは言及しておりませんと。いう事でさっき言うた工事請負関係者、業者並びに契約担当者、その他職員の意見を聞く必要があるという議論の中で、河本委員は、100条委員会の中で、議員必携の中では、竹岡委員の言われたことには、言及しておらんということで、議会に調査権が与えられているというのは、先程読み上げた言うまでもなく議会に調査権が与えられてどうのこうのというのを読み上げられています。今竹岡委員が言われるのは、その前文に明らかに調査権を与えていると書かれているのに、何故それを全く

無視してというか、前文を読まなく、後ろだけを読んで、竹岡委員が言われたようなことは言及していないという否定をされたのかという質問です。お答えください。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） まず第1点の、今言及していないとして、したような言い方をして、私はどう発言をしたか、今過去のことですからわかりませんが、今何個が言われたことについて、もしそれが事実であれば、この100条委員会が関係する業者に対して、調査をすることはできないと、こう言ったことがもし事実である。それは事実ではありません。そういったことは、私はここで訂正をします。1件。それから、前段も当然私も読みながら、後段に主として言及をした。その事は特別な意図があるわけではありません、何ら。業者をかばうとか、いろいろ業者をどうすると、そういったことは一切全般も言っておりませんが、要するに、この工事に関わる問題は、既に業者の問題、これは当然困いをしなかったのは業者の責任である。それを監督する行政の責任にもある。そういったことはすでにいろいろこの場で言及をされておる。話がなされておる。だから、私は一番の肝心なのは、今後こういったことが二度と起こらないようにする為には、やはりどうあるべきかという事を考えると、あくまでも業者を調べるというのは、今後の行政のありようについて、適正な事務処理が出来るような、そういうアドバイス、助言なり、意見なりを、この100条委員会が取りまとめて、執行部に提案する。そういう形になるかと思ったから、私は前段は省いて、後段のみを言及した説明をしたと思います。これは私は意見だから、私の意見が間違いであるといえ、それについて、大いに論議をするべきだと。前段について、言及しなかった理由について何かといったら、今の理由で、私はあえて、そこまで深い考えはございませんが、頭の中には、前段についてはそういう論議も交わされているから、本来の目的についてここを読み上げた。特別な意図はございません。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 基本的に100条委員会って議会に与えられた調査権ですよ。何を調査するかっていうことなんですけど。今の河本委員の発言からするとすね、そのことの顛末がはっきりしたような発言だというふうに思うんですよ。100条をわざわざ作ってすね、それなりに証言なり資料なり出して貰いたい。調査をしようという事ですすね。私はこの問題について、この事件についてすね、

ことの顛末っていうのは、まだ調査をしている段階なんですよね。だからそのことを十分に踏まえたうえで議論をしていかないと、なんか問題はもう解決したような話。後は行政が何といたしますか、落ち度があったこと、あるいはあったんじゃないか。そのことだけを以て、この100条調査を終わらせようっていうふうな感じを受けるんです。私はそうじゃないと思うんですよね。ことの真相。明らかにするっていうのが今。真相を明らかにするためには、どういうことが必要。今までは主に資料の行政側の資料の提出、あるいは契約書等、そういったものを含めて提出をしていただく。今からじゃないでしょうかね。そのことだけは委員長、よく、皆様方にご理解を頂きたいというふうに思っております。間違いでしょうか。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 大いに必要であれば、論議をするべきではないかと。しかし、私としては、そのあたりのまだ深い原因や解明すべきところがあるかどうか、その辺は私にはわからない。だからいろいろ調べようというのは、どうぞ調べていくべきではなかろうかと。これを否定した発言はしておりません。どうぞ、そういったことが必要であれば、それはみんな委員がここで論議するべき問題だろうと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） 河本委員、その前に議員必携を出されて、議員必携に触れた時に、私と相当やり取りをしちよるんですいね。それでとうとう私が大きな声を出したから、皆さん静粛に願いますって言うたんじゃけど。この記録の発端でいくと、最初に河本委員のほうから議会に調査権が与えられてと、今の事実関係を究明すると、これは100条委員会ですねと。議会の調査権は、あくまでも執行部が執行機関、住民の福祉安全、こういったものについて、どう行政事務がやっているかと。これが我々一番に与えられた権限の調査ですと。ここで言い切っちゃる訳いね。その後、ちょっと待ってください、河本委員座ってください。私もこの必携を持っていますよと。じゃけど先程読み上げたところの下のところだけ強調されて、下のところを強調されてるのに、上がどうこうと言うので、私の立場で、委員長っていう公平な立場があるから、そのちょっと100条委員会の趣旨は、もうすでに言われるように議論は終わって、私は度々、行政も業者も含めて、等しく調査をするのが、この委員会の目的ですと。ところが河本委員は、しきりにこの記録を見ましても、行政事務に拘っちゃってそいね。行政事務イコール執行部ということ

で、私ともかなりやり取りをしちよる。ところがさっき読み上げたように、あくまでも入札及び工事が適切であったかどうか、不正はなかったか、こうしたことも含めて、工事関係者の調査の場合は、工事請負業者、もちろん契約担当職員ということで、この議員必携では触れられていると。いうことについて、竹岡委員がそのことについてどう思うか、という質問だった訳です。そのことについては、答える義務があなたにはあるのではないかと思うんですけどね。このあなたの発言が、意図的、恣意的に何かをどうこうというところまでは、推測ですから言われませんので、但し、前文は全く触れないままで、後ろのところだけを読み上げられちよるんです。じゃから、暗にMYTを見られる市民とか委員もそうなんです、資料を持ってない方々からすれば、この100条委員会というのは、あくまでも執行部の責任追及をする場であって、業者の係わり合いは別に触れるべきではない、触れてはならないというニュアンスを少なくとも与えるから、私が何度も制止しちよるんですよね。ちょっと待ってくださいと。それでもあなたは言うことを聞かずに全部喋るしゃべっちゃったわけ。じゃからその辺は、もう少しきちんとした説明が必要なんではないかと思えますよ。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 先程から申しておるように、必要であれば大いに調査しても私としては異論はありません。異論は無い。そして意図的にそこを省いたという意図はございません。あくまでもすでに業者の問題、行政の問題、こういった問題で、いろいろすでに話し合いがされ、調査もされ、意見も出されておったから、当然困いをしないのは業者の責任であると。それを監督するのは行政の責任。その辺の所も言及されているので、最終的には、執行部、これに対して我々は、どう今後適正な事務処理をするためのアドバイスをしたらええかということで、後段を強調した言い方をしたと。だからそれに対して、前段もしっかりやれということなら、皆さん方の意見として総意としてやるべきである。とこれは私の一人の個人の意見に対して、それで委員会が私の発言の通りに行くわけではありませんから、どうぞ意見は意見として、戦わせていくべきではなからうかと。だから私は前段を一切否定はしておりません。意図もございません。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あくまでも私の申し上げたことに対して、その言及はされていないとこういうご主張であろうと思うんですね。私が申し上げたのは、100条

の調査権の目的の中で、解説という欄を皆さんに読み上げさせていただいたんです。その中に原因と背景、いわゆるこの原因と背景、これについて調査が出来るように解説がされておりますということを私が申し上げたんですね。それ以上のことは申し上げていないんです。このときは、それに加えて、そんなことは議員必携の中には言及されていないと、こういった否定的な発言であったわけですね。さらにもう一つ付け加えるならば、これは私勉強していないから判りません。これは河本先生は教員もやられた方ですから、お分かりだと思っております。この100条の調査権、これは国政における調査権よりはそういう制限は大幅に制限されていると。イコールではないとそういう解釈をしておりますということで、ご披露されたんですね。やはり市民の皆さんが、一体100条はどういうことをやっているのかという質問があるわけですが、なかなか私達もまだ、河本委員さんのおっしゃるような調査が済んだという段階でもありませんので、説明もしておりません。そのうちテレビを通じて、市民の皆さんにはお分かりいただけるだろうということしか申し上げておりません。それについて、どうしてもですね、私は誤解が解けないわけですが、再度お願いをしたいと思います。

委員長（南口彰夫君） どうですか。竹岡委員の言われる趣旨がちょっとかみ合っていないみたいなんですが。河本委員。

委員（河本芳久君） 私は意図を持って、ああいうのを読み上げて、調査があたかももう済んだような発言しておる、そんなことはありません。これは意見ですから。意見で、お前違うぞと。こういうことになれば、私の言った結論ありきの発言が、もし誤解を与えるなら訂正をせんにゃいけんし、私は言及しなかった理由についても、今説明したとおりでありますから。竹岡委員の言われることについて、全部否定しておるような発言ですが、私は否定はしておりません。言及しなかったということは事実です。以上です。

委員長（南口彰夫君） じゃあもう一度確認をしますね、竹岡委員との議論に入る前に、最初にこれに基づいて、後段のところの行政事務の調査だということを強調された時に、私が何度か、私もこれを持っていますし、見てますと。ところが河本委員に静止をしたし、根本的な問題が、100条の委員会の根本的な問題なんだと。それがずれてきちよるということを言ったんですが。ずらしたつもりは無いということなんですね。一つの意見として、後段のところ、執行部に対する調査を

もっと強めるべきじゃないかという意見として述べたと、その為に後段だけ読んだということなんですね。という意見だそうです。いや、分からんことは無い。私とかなりやりあいこして、私がここで言うちよるのは、100条の根本問題で、なんですらすんかというような言い方をニュアンスで言うちよるんじゃけど。いや、河本委員はそのつもりは今もともと無いと。議論として、意見として述べたとされているのよね。安富委員。

委員（安富法明君） 今、竹岡委員が言われたようにですね。言われたことの中にね。あるやっぱり意図を感じるんですよ。それは何かって言うと、たとえば、要するに国政における調査権と、例えば地方自治体、議会に与えられた100条委員会における権限と違う。と言われておるんですよ。それは私も確か覚えておりますし。何を持って違うのかですね、ご説明を願いたいと思うんですよ。私もはっきり申し上げます。議論が進みませんからね。要するに民間の、例えば国政でというような証人としての招致をして意見を聞くようなことは、地方自治体の100条には認めておらないと。いうことをもって私はそういうふうに言われておるんじゃないかというふうに推測をするんです。これを否定しなかったら、テレビをご覧になっている100条調査委員会って何なのか。100条まで作って究明をしなければいけない問題がどこにあるのか。争点が全然明確にならない。見ておられる市民の方、よく河本委員言われますが、市民の立場に立って、市民に対する説明責任がって言われますが、仮にそのことをして、お借りして言えば、全く市民に対するその説明が出来ません。要するにつまみ食いの解釈をですね、堂々と主張して、そのまま行けばそれだけのことじゃないですか。意見が通るわけです。だからいい加減には済まされないと云ってるのは、そこにあるんです。間違っておるということをはっきりしてもらわないと困るんです。先に進まないんです。地方自治法における100条調査においても、なんら代わりの無い、業者においても、その責任の範囲において、問題点があるんだったら、出頭してもらって証言して貰わんと困るんですよ。初めてそれで、この事件に関する白黒が付くんです。はっきりしてくるんです、問題点が。そこに行かれないじゃないですか。100条調査の、要するに調査権についての判断の、解釈の問題ですよ。

委員長（南口彰夫君） 河本委員。 あなたが早かったからね。

委員（河本芳久君） あのね、この委員会とか議会というのは討論、いろいろな違

いの意見がある。それを討論して、最終的には、今安富委員が言われるようなのが、みんなが正しいと、お前のが間違いだと、おいらはこちらの方の方向で調査、これからすると。それはそれでええんじゃないですか。じゃから意見を、お前の言うのが間違いじゃから正せて。正して、それから前に進まんにゃ委員会が進まんじゃないかと。こういう言い方は、ちょっと私は理解が、私には理解がしがたいです。意見は大いに論議して、どうしても平行線であれば、最後はみんなの総意でこういう方向に委員会を持って行って、最終結論はこうなります。こういうことではないですか。意見が全然出せないような委員会や議会だったら、こんな議会が、発言が出来ないような議会になったらどうなりますか。違いは違い、あの時は言い過ぎましたと、ちょっと訂正させてくださいと。何ら意図が無いのに意図があるように、市民が見てうんぬんと、こういう平等な発言権。そして違いがあって、それを今結論が出せないが、最終的にはこの出席した委員が、それぞれ思いを持って結論を出される。意見を自由に交換し、討論することが出来なかったら、議会じゃないじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） はい、岡山委員。 ちょっと待ってください。申し訳ない。

委員（岡山 隆君） 今ですね、いろいろとこの下領北団地解体におけるさまざまな見方でですね。私は賛成、反対いろんな考え方があると思いますけど、しっかりと、討論、議論されているなど。非常に私はいいいことだと思っております。この調子でしっかりとやって頂くことが、大事でないかなと思っております。若干市民の目から見たら、わかりにくいところも私はあるのではないかなと思っておりますけれども、いずれにしても下領団地解体工事の請負に関する、こういった問題に関しましては、やっぱりバッジをつけている方が、この契約に対して、何らかの契約に対する違反行為があったんではないかという疑惑等が発生し、それに対する行政の事務的処理が十分ではなかったのではないかと。そういったところで、その辺のせめぎ合いで、今いろいろ議論をされていると思っております。それでですね。こういった議員必携の中にもですね。特に、さっきもありましたけど、工事の請負契約締結にあたって、入札の事務に不正があったとかですね、またはあるいは、工事の施工に落ち度があって、適正でなかったことで、住民の間で政治問題化した場合などが考えられるということであるわけですね。そういったところでしっかりと、工事

関係の調査の場合はですね。工事請負業者は、もちろん契約担当職員、その他の関係職員、他の関係業者などを必要に応じて出頭させ、証言させることになるろうと、こういったことも記述がされております。今の状態であれば、何ら進展は無いですし、私はより市民の皆さんに判りやすく、またこの中身をよく判っていただくためには、こういった安全防護柵をしなかった、その背景は一体どういったことでしなかったのか。実際他の業者は他の防護壁をして工事を行っていたのに、それが出来ていなかったと。こういった問題っていうのは、もう少し実際工事を請け負った方に、よく、ここに来て頂いてですね。よく説明をして、納得をしたら私はそれで良いかなとは思っていますよ。そこのところをきちっと説明をして頂くことも大事ではないかと思っています。それで証人出頭請求の手続きという事ではありますが、証人として関係人に出頭、証言などを求める場合は、委員会の決定に基づいて委員長から議長に申し出て、議長名で関係人に要求することになるってあります。ということで、関係人が正当な理由が無いのに出頭を拒んだり、記録の提出に応じない時には、前述の通り、相当の刑罰を受けることとなる。こういったことも記載されております。どうかですね、こういったこともしっかりと今、配られた資料等がありますので、この辺もよく勘案しながら、参考人としてきちっと来ていただいて、私は説明をしていただいたほうが、よりこの問題点が明確になる。また市民の皆さんにとってもより分かりやすいのではないかと。そのような今、私としては意見を持っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） 山本委員、まことにすみませんでした。山本委員の発言をお願いします。

委員（山本昌二君） 私の発言の内容はですね、調査権を与えられておる100条調査権は、いろいろここに資料を出されておりますが、やはり議会として、何を調査するかという調査の目的をやっぱり定めておくべきであろうと、いうふうに思います。でないと今のようにだらだらとしていくと。これは、100条調査権にあたらないというふうに私は思っております。ですから遅くは無いですけれども、調査の目的、範囲、どのようにするかというのも今後更に、これからの100条調査がある場合は、それを定めるべきであろうと思います。今回については仕方ないと思いますが、この辺をちょっと申し上げておきます。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この問題については、私もいろいろ委員会等で話しておりますが、先程竹岡委員だったか、言われたが、要はこれが何故こういうことになったかという原因ですよね。型囲いをやっておらんと、工事にかかったというその原因。何故この型枠をやらんとかかったかという原因がどこにあったのか。そういったことが一番大事になって、これは前の時に質問を私しちよるんじゃけど、執行部はよう答えんか、どうじゃったか知らんけど、答が無かった。その時に現場主任、現場監督と協議をしよると、したと。そのことを言わんじゃったかと、質問をしたけど、その時の答えが出てこんじゃった。その業者に対して、あんたは何故これをせんじゃったかと。いうことも行政の方は言うておるんじゃないかと思うんじゃけど。そのことの答えが無かった。じゃからそういったことがこの一番初めの既成事実じゃから、私らが行ったときに必ずやっちょらんじゃったというのは、これは既成事実。間違いない。もちろん、これは落ち度じゃ。これが落ち度っちゅうのは誰が見ても、これは実際にやっておらんと、工事にかかっちょったんじゃから。この辺の原因、何故せられなかったのか、この辺が一番の根本じゃないかと、私は思うんです。

委員長（南口彰夫君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 先程のですね、私の発言に対してですね、お答えが無いまま議会在議論が出来ない場であってはならんと、当たり前のことですが、だから申し上げておる。一つの意見に対して、こうじゃないかっていう意見を申し上げている。それに対して議論が出来ない、一方的に何かって言うような、こういうふうな意見。十分に討論をして、議論をして、解決策を見出すのは当たり前なことなんです。河本委員はこうも言われました発言の中で。した上で総論をもって言われた。だから議論、だから私も言っているわけです。最終的に委員長、総論でないと、証人喚問なりこの先に進めないわけですか。（発言する者あり）いや、それはいいです。そういうことで、それは後で、はっきりさせておいて頂きたいんですが。これが全会一致で無いと進まないっていうことになれば、もっと厳しいって言うかですね、河本委員にもですね、その辺のお聞きした事に対して、国政と地方とどう違うのかっていうこともお答え、おっしゃっている割にはお答えがありません。要するにちょっととか、もうちょっとその辺をはっきりしていただかないと、さっき、河本委員は総論って言われたですからね。最後まで一人でも二人でも反対

であれば、例えば今岡山委員も言われましたけども、証人等についてのその決定が出来ないということになりかねません。だから先程から厳しく申し上げている。以上です。もう少しですね、このことをそのまま、何ですか、いい加減には終わるべきじゃないと思う。

委員長（南口彰夫君） 今の安富委員の質問からするならば、河本委員との言い分とちょっと違うのは、流れの中で委員長の私が、行政側の責任と、業者の側の責任を等しく、等しくっていうのをたびたび言いよるけど、等しく今後調査する必要があると。それはなぜならば、先日もお配りしたように、3月1日に契約が交わされ、協議がなされた。入札は3月、いや2月にすでに行われて、3月1日が契約とそれから協議がなされた。というのが執行部の最後の答弁でおわっちゃう。ところが2日3日が開いて、4日が直ちに工事差し止めにはいっちゃうんです。そうすると、1日に協議がなされた内容と、それから2日、3日の中2日間開いていると。その間がどうであったのかと。4日目はもう工事差し止めですから。そうすると1日に協議を行った担当が、市の職員1名と、それから株式会社ユウエイの現場代理人として、主任技術者が管理技術者が2名選出されている。資料の上では、少なくとも3月1日で協議がなされたんなら、2日、3日も含めて、4日は工事差し止めになった経緯があると。ここの意見を聞くことが必要になるんじゃないかという発言の後に、だんだん河本委員のほうから、いや100条委員会はそもそも、先程述べた執行部のほうの責任調査だと。業者のほうはどうこうって言うから、その私がね、河本委員、その業者の肩を持つんかて言うたら、いやそんなつもりは無いと。否定をされて、それなら等しく、それぞれ同じ職員でも、執行部のほうの職員と業者の職員が協議をしたという事になっておるといのであれば、安全管理も含めて等しく意見を聞く必要があると言う中に経過の中で、さっきの下半分を読み上げられたんです。二度読み上げられちゃうんです。その中の議論で、竹岡委員が、いやその当時、議員必携を河本委員しか持ってない、私らも持ちよるけど、みんなわざわざこれがあるとは思わんじゃったので。ですから、今の段階で行くならば、河本委員の前段はもう既に一定の認識に達しちゃうと。いうことで後のほうを自分の意見として述べたんだと言って、河本委員は言われるんです。それならば、前段の認識が達しておるならば、前段の前文に書かれておる工事関係の調査の場合は、工事請負業者はもちろん、契約担当職員、その他関係職員、他の関係業者

など、必要に応じて出頭させ証言をさせると。いうところにおいて、3名の美祿市監督職員1名と株式会社ユウエイの現場代理人、主任技術者を証人としてここに呼びたいということについてはご意見はありますか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 私は河本委員が前回言われた事は、河本委員の意見だということで処理するべきだと思います。一人の委員が言ったことを要点筆記までこういうふうに取り込まれて、ここが悪かった、あそこが悪かったということと言われたら、言ったほうは過去言ったことは忘れていた部分もあります。しかし、そちらにはそういった資料があって、そういったふうな事を言ったじゃないかと言われるような個人攻撃をされるようなことをされては、先程河本委員が言われましたように、私たちは自由な意見が言われなと思います。それから先程工事の例えばのこの欄が抜けていたのじゃないかといわれましたけど、その前の4行、実際問題として、議会がこのような調査権を発動する場合は、行財政上の重大な事件や、特殊な政治問題等が発生した場合とか、あるいは決算その他、重要な案件の審査をする場合などであろうというふうな4行があります。（発言する者あり）河本委員の前の4行。例えばの前の4行。（発言する者あり）議員必携の、両方ありますか。

（発言する者あり）この前の4行ですが。あると思います。例えばそういうふうな行財政上の重大な事件とか、決算その他重要な案件の審査の中で発生した工事の請負締結に当たって、いろんな不正があったとかいうのに係ってくるんじゃないかと思うんですね。それで先程河村委員が言われましたように、仮囲いがされていなかったことが分かったときの業者の理由は何であったかというような質問を、前回答えられていなかったと思います。執行部は。私はそのことをきょうはお聞きしたいなと思って、この100条委員会に臨んだんですが、きょうは執行部の方は出られておりません。それから、業者は始末書というようなものを出されているのではないのでしょうか。（発言あり）その辺は把握されておられませんか。もしそういうようなものがあれば。

委員長（南口彰夫君） ここに出ている資料に基づいて発言をしてもらわんにゃ、始末書が出ちよるとか、何とかいう話は、事実でないこと。

委員（山中佳子君） ですから、そういったような資料の請求もこの場でしたいなと思って、きょうは来ましたが、ここでは請求できないんですか。そういうふうな一委員は。資料の請求は。

委員長（南口彰夫君） いやできます。ここでやって、委員会で確認をして、議長を通して資料を請求してきたじゃないですか。ところが今あなたが資料請求をされたのは、今が初めてじゃないですか。

委員（山中佳子君） じゃないんですかって、今お聞きしたんです。

委員長（南口彰夫君） それは言われたら。

委員（山中佳子君） 調べていただきまして。

委員長（南口彰夫君） それから、今のうちに言うちよくけど、要点筆記みたいなものを作られて個人攻撃といわれたんですね、間違いないですね。今あなたが言われたので。

委員（山中佳子君） 私はそのように言いました。

委員長（南口彰夫君） 要点筆記っていうものはこれは誰が作ったんですか。

委員（山中佳子君） いやそれは要点筆記というものを持ってきてこられてという。

委員長（南口彰夫君） 議事録の前、先程説明をしたように、きちんと正確に、あなたが私に対してどうこう思うて、どうこうっていうんじやのうて、正確に聞いて欲しいのは、議事録がまだ正式に作成されていないと。じゃから、議事録っちうのは、あなたも委員会記録で署名したことがあるでしょう。署名し終わって始めてそれが正式な議事録になる。じゃからこれはまだ署名が終わっていないんです。じゃから取り扱いからすれば、要点筆記になりますと。じゃけど特別に問題が無ければ、議長の許可を持ってこれに書名をすれば、これは委員会議事録になるんです。それからその取り扱いとして。

委員（山中佳子君） それを使われるのはいいです。だけど使われ方が違うんじゃないかと、私は思うんですけど。

委員長（南口彰夫君） 使われ方は、先程竹岡委員も河村委員も、それぞれの発言の、私も含めてですよ、それぞれの発言を確認しなければならないので、これを使わせて頂きますと。

委員（山中佳子君） 確認されたら、それはもうその方の意見だということで、この場を収められるんじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） いや、違うっていう意見があるから。先程言ったように河本委員に確認を取っちょるわけいね。この文章の後ろだけを読み上げちょるのは事

実だと。じゃけど前の文章を読み上げていないので、あくまで市民に、MYTを通じて市民に、何か誤解を与えるような意図的な思いを持ってやったんじゃないんですねって聞きちよるのがそうなんです。

委員（山中佳子君） 意図的なものは無いとおっしゃってます。と思います、私は。

委員長（南口彰夫君） あなたが思われるのはそうです。意図的な思いが感じられるという。

委員（山中佳子君） 委員長は思われませんか。委員長はそういう意図的なものがあつたと思われてるわけですか。

委員長（南口彰夫君） 私は等しく対応しておる。意図的なものがあつた、と言う意見もありますと言ひよる。

委員（山中佳子君） それはそれでいいんじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） いいことは無いです。それが今言われる討論でしょう。討論を私は保証しよる。

委員（山中佳子君） あつたかなかつたというのは水掛け論にしかないんじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） それはあなたの意見。

委員（山中佳子君） ではそれで収めてください。

委員長（南口彰夫君） いいやそれは収められん、等しく討論は交わす必要があるから。

委員（山中佳子君） 皆さんに意見を聞いていただきたい。

委員長（南口彰夫君） 皆さんに意見を聞きよるなかで、あなたも手を上げられたから、あなたを指名したんです。

委員（山中佳子君） はい、これが私の意見です。

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます、ご苦労様でした。どっちを先にしようか。それなら竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私は、河本委員さんの発言はですね。私の記憶している限り、間違っていたら謝ります。河本委員さんの言われたのを私がそのまま覚えて、個人攻撃をした覚えはございません。尊敬した先生ですから、伊佐の小学校の校長先生もやっておられてですね。私は地元なんです。だから常々一番理論的に話をさ

れる議員さんだなと思っておりましたから、あえて私は申し上げて、個人攻撃をした覚えはございません。山中委員さんの発言は、私は心外でございます。それからですね、委員長、あんたも下を向かんで、こっち見て話を聞いてください。（発言する者あり）確かに山中委員のおっしゃった議会の100条の調査権、これは今回事故がなかったからまだよかったんですよ。いいですか、下領住宅の前の私は時も申し上げました。北下領のあそこのところには住宅があるんですね。その前も後ろも解かなくちゃいけない。人がいらっしゃるわけですね。で真ん中の35棟が仮囲いもないまんま、前回も申し上げたと思います。第三者の安全策、これは当然やらなくちゃいけない。これが万が一誰かが怪我をしていたら、誰が責任を持つんですか。これは特に山中委員さんにお聞きしたいと思います。あまりにも住民の皆さんを軽んじた発言だと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） 山中委員のほうがちょっと早かった。

委員（山中佳子君） 私が個人攻撃をされることに云々という面については、失言だったということで、取り消させていただきます。それから本当に今回事故がなかったということは、不幸ちゅうの幸いであったのかもしれませんが。しかし事故がなかったということが、それがもういい判断材料として、私は次の事件発生の原因究明ばかりに目を向けるのではなく、再発防止に向けて、議会の監視機能を強めていくというふうな結論付けにされるのがいいんじゃないかと思います、以上が私の意見です。

委員長（南口彰夫君） 他に、ちょっと早かったから。柴崎委員。

副委員長（柴崎修一郎君） 私ちょうど10月20日に体、体調壊して休んだからですね、ちょっと間違いがあるかもわかりませんが、今ずっと皆さんのご意見を聞きちょっと感じたことはですね、竹岡さんが意見を言われたことに対して、河本さん。こう名前出していいかどうかわかりませんが、河本さんが、竹岡委員の名前を出して、後半の文章を読まれて、否定されたんだと解釈をされたわけですね。それをあくまでもですね。否定はいいんですけど、議員必携という文章を読まれたことで、一般の市民から見ればですね、ああこれは河本先生の言うことが間違いのないという感触を受けるわけですよ。そうかといって、前半を読めばですね、これを前半を読んでちゃんとやっておれば、一般の市民の皆さんというのは、きちっと100%ああそういう問題があるんかと理解できたと思うんですが、それが今の河本

さんの説明の仕方では、竹岡さんもっと裏があるんじゃないかとか、質問をされたわけですけど。河本さんの説明では、自分の都合の良いといいますが、そういう説明をされているからですね、竹岡さんなんかは名前まで出されて否定されていたらですね。十分に納得のいく説明じゃないと思うような気がするんですよ。それで先からごたごたなっちゃったと思うんですよ。最初からピシッとですね、前半を読まなかったのは悪かったということですね。きちっとやられればですね、もうちょっと違った進捗状況になっていたんじゃないかなと今自分では。嘘か本当かよう分かりません。20日の日は僕は休みだったので、申し訳ないけど、そういう意見でございます。

委員長（南口彰夫君） はい他に、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 山中委員さんのほうで、この必携、議員必携を読まれたところで、実際問題として、議会がこのような調査権を発動する場合は、行政上の重大な事件や特殊な政治問題等が発生した場合とか、あるいは決算その他重要な案件の審査をする場合などであろうということで、今回この案件に関して、このことが、重要でないような、ちょっと私は、受け止めにちょっと感じました。それでですね、特に今回は、これを請負工事として数百万円のね予算が付いて、解体工事等が発注しているわけでありまして。それに決して私は財政上の重大な事件、特殊な政治問題等が発生していないとは、決して私は言えないと思っています。それで、今後バッジつけた方とか、また付けなくてもですね、つけておられない方でも、いずれにしてもさまざまな業者が美祿市におられる方が、こういった安全防護柵もしないで、こういった工事をやっていくというのは、私は決してあってはならない。経緯いろいろ今、3月4日には工事差し止め等があったわけではありますけども、私はこれを決して軽んじてはならないし、こういったところのものは、私どもは徹底的に厳しく追及するところから、きちっと糺していかななくてはならないと、このような目線しております。そういったことですね、今後こういった、こういった重大な、財政上の重大な事件や特殊な政治問題等が私どもは発生していると、そういった目線にいるということを申し上げさせていただきます。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございます。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 私も岡山委員と全く同じ思いをしております。ましてその取締役社長さん、議員バッジをつけてる。あるまじきこと。とまあそういうふうに思

っております。それはそれとしてですね、例えば、何かこの工事に、まあ委員長はわかりませんというふうな答弁でしたが、山中委員の発言の中にですね、始末書が出ているんじゃないかと。そんな話はどこにあるんでしょうか。

委員長（南口彰夫君） 知りません。全く知りません。それは山中委員に聞いてください。

委員（安富法明君） 始末書が出ているということは委員長、この工事に関してなり、この事件に関してなり、もう行政は処分を決めたんですか。確認してください。

委員長（南口彰夫君） そんな事実は無いと思います。

委員（安富法明君） いや、確認してください。もう、皆さんそういうふうに思っておられるんだから

委員長（南口彰夫君） いやあくまでも議長が市長より聞いているのは、市長も執行部も、この100条委員会の経緯を非常に重要視していると。というのが正式見解だと思います。

委員（安富法明君） 大体ですね、議会が現地調査をして、工事の手順に問題がある。結果として工事を差し止めして、100条調査委員会を作ったと。始末書が出たとかですね、私は聴いたこともありません。何故そういうふうな話になるんでしょう。始末書が出て、受け取って、一件落着いているのであれば、直ちにやめた方が良いでしょう。それだけのもう調査能力も何もない議会ということです。やりたい放題っっちゃうことになる。（発言する者あり）その辺を明らかにしてください。あまりにも委員の発言が軽すぎます。

委員長（南口彰夫君） 山中委員先程言われたので、その始末書が出ちよるとか、どうこうっていう話は、貴方が言われたんですから、事実を証明してください。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 私の軽い発言であったかもしれませんが、私としては想像の域でそういったものが出ているんじゃないかなと思ったものですから、それが出ているかどうかは確認していただきたいと思います。

委員長（南口彰夫君） 確認するのは、あなたが想像の域でものを言うたって言われるんじゃないたら、なんともこれ以上答えようがない。想像でものを言うようなところではないでしょう議会は。事実に基づいて。

委員（山中佳子君） わかりました、取り消させていただきます。（発言する者あり）始末書が提出されているかどうかと私が思っていたことは、訂正をさせていただきます。

委員長（南口彰夫君） よろしいですか安富委員。はい、徳並委員。

委員（徳並伍郎君） 下領北団地解体工事の請負に関する事、予算審査特別委員会からの話でございます。委員長もその時の責任があると思っておりますが、是非ともですね、この100条委員会をちゃんと土俵の中でやって欲しい。皆勇み足をしたりですね、ちょっと土俵の外に引きずってやるようなのは、土俵ではありませんから、それをちゃんと責任を持って、委員が発言をするのはいいでしょう、討論をするのもいいでしょう。責任を持って、みんなの委員に迷惑をかけないように、正々堂々とやっていくようにご指導をお願いしたいと思って。その方がですね、早くですね、無駄なこともせずに。無駄なことって言うちゃいけんですけどね。スムーズにいくと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長（南口彰夫君） はい。ちょっととりあえずですね、先程から提案しよるのは、とりあえず3月1日に契約と、美祿市側の職員と、それから株式会社ユウエイの現場責任者が協議を行ったということだけは、前回の執行部の報告であって、それで2日、3日が開いて、4日が工事の差し止めという事実関係を明らかにするためには、協議を行った職員を出席してもらうことが必要だと。言って私が提案をしているんですが、その取り扱いについては、約10分間程度休憩を取りますので、その間正・副委員長と正・副議長で、今後の進め方について協議をしたいと思いません。しばらく暫時10分間、約10分間暫時休憩を取ります。

午後2時55分休憩

.....

午後3時52分再開

委員長（南口彰夫君） 委員会を再開いたします。この間委員会の進め方につきまして、正・副委員長並びに正・副議長と協議をし、会派代表者会議を開いて頂きました。その意見を持って提案をさせていただきます。一つは、先程来から何度も言ってますように、今後3月1日に契約がなされて協議がなされたと。その経過を踏まえ、3月4日にしかしながら3月4日には工事差し止めになっていると。この間の安全対策を含めた協議の内容を、直接監督職員等の意見を聞く必要があると思

ます。そこでご提案をさせていただきます。3名の、一人は美祢市長が下領北団地の解体工事（2工区）解体工事に指名した監督職員1名、並びに株式会社ユウエイの責任者である現場代理人並びに主任技術者を参考人として召致をすることをご提案をしたいと思います。特別ご異議のある方は意見を求めますが、正式には日時、場所、それから質問内容等を協議する必要がありますので、予定とすれば11月11日、金曜日、13時30分より、正式に文書を持ってご提案をして、正式決定とさせていただきます。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 11月11日というのは、既に我々の会派では行事を組んでおる、その辺のところ（発言する者あり）予定を入れて事務局にも申し出ておる。（発言する者あり）すいません、日程調整しますので暫時休憩します。

午後3時57分休憩

.....

午後4時04分再開

委員長（南口彰夫君） 次回の調査特別委員会を11月15日、9時30分から開催をいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） もう一度確認を取ります。先程読み上げた美祢市の監督職員並びに株式会社ユウエイの現場代理人、主任技術者の参考人として求めたいということで、次の15日の委員会で文書を持って確認をするようになると思います。そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい。本日は大変ご協力ありがとうございました。これを持って委員会を散会をいたします。以上です。

午後4時05分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年11月2日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口 彰夫